

2026 OKAYAMAチャレンジカップ サーキットトライアル特別規則書

2026/7/30 版

<公示>

本競技会は国際自動車連盟（F I A）のF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則およびその細則および岡山国際サーキット4輪一般競技規則ならびに本競技会特別規則に従って、準国内格式競技及びクロズド競技として開催される。上記共通規則には、本特別規則が優先する。

第1条 大会名称

2026 OKAYAMAチャレンジカップ サーキットトライアル
J A F 地方選手権 岡山国際 サーキットトライアル選手権

第2条 オーガナイザー

株式会社岡山国際サーキット
アイダクラブ（AC）
〒701-2612 岡山県美作市滝宮1210
TEL 0868-74-3311
FAX 0868-74-2600

第3条 開催場所

岡山国際サーキット（1周：3,703m/右回り）
岡山県美作市滝宮1210
TEL:0868-74-3311 FAX:0868-74-2600

第4条 開催日、参加受付期間および開催場所

	開催日	参加受付期間
R d. 1	5月16日（土）	4月12日（日）～ 4月20日（月）
R d. 2	6月13日（土）	5月10日（日）～ 5月18日（月）
R d. 3	10月10日（土）	9月 6日（日）～ 9月14日（月）
R d. 4	12月12日（土）	11月8日（日）～ 11月16日（月）

※詳細のタイムスケジュールは公式通知にて示す。

第5条 参加申込

1. 申込場所

株式会社岡山国際サーキット・レース事務局
〒701-2612 岡山県美作市滝宮1210
TEL 0868-74-3311
FAX 0868-74-2600

2. 参加申し込みは申し込み期間内に下記の何れかの方法で行うこと。

なお申込方法は下記①Webエントリーを原則とし、下記②～④にて申し込む場合は事務手数料として1,100円/1エントリー（税込）が必要となる。

①岡山国際サーキットホームページでのWebエントリー

②現金書留による郵送（事務手数料+1,100円）

参加申込の郵便は締め切り日の消印があるものまで有効とされる。

③岡山国際サーキット事務局窓口（事務手数料+1,100円）

④銀行振込による支払い（申込書・改造申告書・車検証郵送、参加料振込み証明書添付）（事務手数料＋1,100円）

尚、郵送、サーキット窓口、銀行振込で行う場合は参加料と以下のものを揃え申し込むこと。

- (1) 参加申込書（誓約文署名）
- (2) 改造申告書
- (3) 自動車検査証のコピー

※自動車検査証（車検証）が電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しまたは、車検証閲覧アプリの画面（必ず有効期限が写っていること）。

参加料は過不足なく銀行振込みにて納付し、それを証明するものを参加申込書に添付すること。

【振込先口座】 トマト銀行 吉井支店
株式会社岡山国際サーキット
普通 1088242

※証明書等の添付が無く入金を確認できない場合は別途、参加料を申し受けるものとする。

3. やむを得ない事情で上記申込期間内に手続きを行えなかった参加者は、事前にレース事務局に連絡し当該競技開催日の7日前までに上記提出物に加え下記の手続きを行うことで申し込みが可能となる場合がある。

・参加者の氏名／参加クラス／理由を記した嘆願書／事務手数料：¥3,300／1名（税込）

4. 参加申込受理、参加拒否

①参加料を添えて参加申込書がオーガナイザーに提出された時点で参加申込完了とする。参加申込完了後、正式受理及び不受理の通知を発行する。参加申込受理後の参加取消しする場合、参加料は還されない。また、オーガナイザーは参加申込者に対して、国内競技規則4-19に基づき参加拒否する権限を持つ。参加拒否者に対しては、事務局より通知される。

②申し込み後のキャンセルに関する規定

- ・エントリー開始～エントリー期間終了・・・事務手数料：1,100円（税込）を差し引き返金
- ・エントリー期間終了後～大会14日前・・・事務手数料：2,200円（税込）を差し引き返金
- ・大会13日前～大会当日・・・・・・・・・・返金なし

5. 運転者変更、車両変更、参加申込事項の変更

①参加申込受理後の運転者の変更は競技会審査委員会の承認を得なければならない。

手数料：¥5,500／1件（税込）

②参加申込受理後の車両変更は参加車両に故障・破損等やむを得ない事情がある場合のみで、同一部門同一クラスに限られ、登録事項変更届けを参加受付までに提出し、競技会審査委員会の承認を得なければならない。

手数料：¥5,500／1件（税込）

6. 参加資格

①スピードクラス（JAF選手権部門）

有効な2026年JAF国内競技運転者許可証Bクラス以上の所持者。または、JAF以外のASN発給の同様の競技ライセンスを所持し、FIA国際モータースポーツ競技規則に定められた海外レース出場申請が済んでいる者。

②チャレンジクラス（クローズド部門）

有効な4輪運転免許証所持者で2026年度有効な岡山国際サーキットライセンスの所持者（共通化サーキット含）

③未成年の参加者

ドライバーが18歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする。

7. 参加料

①スピードクラス（JAF選手権部門）：26,620円（税込）

②チャレンジクラス（クローズド部門）：24,200円（税込）

③参加料にはドライバー1名と競技車両1台の入場パスが含まれる。

8. ピット要員・サービスカー

①ピット要員は1エントリーにつき3名まで登録できる。また、ピット要員は満16歳以上でエント

ラントにより指名登録され、保険手続きを完了したものに限る。

- ②サービスカーは1エントリーにつき2台まで登録できるが、登録料が別途必要。サービスカーは指定された場所に駐車すること。

登録料：1,100円(税込)／1台

- ③上記以外の同伴者や車両については、各大会で定められた入場料および駐車料が必要となる。

第6条 参加車両

1. 2026年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に従った車両で、下記の10クラス区分(JAF選手権クラスは9クラス)に従った車両とする。

- ①過給装置付エンジンはもとの排気量の1.7倍のクラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.5倍のクラスとみなす。

- ②性能調整として、GT-Rならびに当初とは異なる型式のエンジンに載せ替えた車両はCT1、NSXはCT2クラス以上、シビックタイプR(EK9/EP3/FD2/FN2)、インテグラタイプR、S2000、RX-8はCT3クラス以上にのみ参加を認める。

2. タイヤ

チャレンジクラス(クローズド部門)を除き、純正装着以外で使用できるタイヤは、4本とも同銘柄(パターン)で、2026年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2条2)に示す基準を満たす、もしくはそれ相応の性能基準とオーガナイザーが判断した銘柄とする。また、1つの競技会で使用できるタイヤの本数は1セット(4本)のみとする。

- ①タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。

- ②タイヤは加工しないこと。

- ③タイヤに溶剤塗布等を行わないこと。

- ④電動スクレーパー等、工具を用いたタイヤ屑の除去は認められる。ただし、作業は車体からタイヤを外した状態で行うこととし、動力を用いてタイヤを回転させながらの作業およびヒートガンの使用は禁止される。

※主に使用可能なタイヤ

メーカー	ブランド	タイヤ名称
ブリヂストン	POTENZA	RE-71RZ / S007A / Adrenalin RE005
横浜ゴム	ADVAN	A052 / NEOVA AD09 / Sport V107
住友ゴム工業	DIREZZA	β11 / ZIII / SP SPORT MAXX 060+
日本グッドイヤー	EAGLE	F1 SUPERSPORT / RS SPORT S-SPEC
トーヨータイヤ	PROXES	R1R / Sport2
日本ミシュランタイヤ	PILOT	SPORT 5 / SPORT 4S
ピレリ	P ZERO	CORSA / CORSA SYSTEM
クムホ	ECSTA	V730 / V720 / V700
ナンカン	Sportnex	CR-S / NS-25 / NS20
ハンコック	Ventus	Z232
柴田自動車	SHIBATIRE	R23 / R31(200S/200R/280/280R)

※使用を禁止する主なタイヤ

タイヤメーカー	ブランド	主に使用を禁止するタイヤ名称
ブリヂストン	POTENZA	RE-12D / RE-07D / RE-11S
横浜ゴム	ADVAN	A08B
住友ゴム工業	DIREZZA	β02~10 / 03G / 02G / D93J / 94R
	AZENIS	RT615K+
トーヨータイヤ	PROXES	R888R

日本グッドイヤー	EAGLE	F1 SPORT / RS SPORT V3
ミシュラン	PILOT	SPORT CUP / SUPER SPORT
ピレリ	P ZERO	TROFEO R
クムホ	ECSTA	V710
ナンカン	Sportnex	AR-1
ネクセンタイヤ	N FERA	SUR4G / Sport R
ハンコック	Ventus	TD
MASA	ATR	SPORT2 / SPORT / SPORT 123S / ATR-K SPORT
フージャー	DOT ラジアル	A7 / R7

3. 参加車両の最低重量は以下の通りとする。

①スピードクラス（CT1～6）／チャレンジクラス（クローズド部門）車両

当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に認定されている車両重量－50kgとする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量－50kgとする。

②スピードクラス（CT7～9）

参加車両の最低重量は当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に認定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

4. スピードクラス（JAF選手権部門）

区分	排気量と駆動方式	出場車両例
CT1	排気量制限無し・駆動制限無しのB車両	<u>GT-R</u> 、国産車両で当初とは異なる型式のエンジンに載せ替えた車両、外国産車両
CT2	排気量制限無し・駆動制限無しの国産車メーカーのB車両	スープラ(B48)、フェアレディZ(RZ34)、ヴィッツGRMN、NSX、シビックタイプR(FK2/FK8/FL5)、RX-7、マツダスピードアクセラ、シルビア、
CT3	自然吸気、排気量制限無しの2輪駆動の国産車メーカーのB車両	シビックタイプR(EK9/EP3/FD2/FN2)、インテグラタイプR、S2000、RX-8、フェアレディZ(Z34/Z33)
CT4	気筒容積2400cc以下の2輪駆動の国産車メーカーのB車両	86(ZN6)、GR86(ZN8)、BRZ(ZC6/ZD8)、スイフトスポーツ(ZC33S)、ロードスターRF(NDERC/NDERE)、ロードスター(NCEC)
CT5	気筒容積1600cc以下の2輪駆動の国産車メーカーのB車両	ノート NISMO S(E12改)、スイフトスポーツ(ZC31S)、ロードスター(NA6CE/NB6C)
CT6	気筒容積1500cc以下の国産車メーカーのB車両	ロードスター(ND5RC/NDERE)、ヤリス、MAZDA2、デミオ、カプチーノ
CT7	気筒容積1500cc以下の2輪駆動のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の限定販売されていないカタログモデルの車両	GRヤリス(MXPA12)、コペンGRスポーツ、ロードスター(ND5RC/NDERE)、MAZDA2 15MB(DJLFS)、マーチNISMO S(K13改)、フィットRS(GK5)、S660、N-ONE、
CT8	国産車メーカーの5ナンバーサイズのAE車両（ハイブリッド車両もしくはEV車両）	ヤリス、アクア、フィット e:HEV、ノート e:POWER、スイフト
CT9	国産車メーカーのSUVタイプのAE車両（ハイブリッド車両もしくはEV車両）	C-HR GR SPORT、ジューク NISMO RS、フォレスター STI Sport、エクリプス クロス PH EV、 <u>CX-30</u>

5. チャレンジクラス（クローズド部門／賞典外クラス）

JAFライセンスを所持していない参加者を対象としたB車両（駆動方式、気筒容積区分なし）。競技会へ

の体験参加を目的とし、シリーズ及び各競技会の賞典の対象外とする。

6. ドライバー装備品

すべての参加者は競技中、下記のドライバー装備品を着用しなければならない。また公式車両検査時に車両検査と同時に技術委員の検査を受けなければならない。

- ①国内競技車両規則第4編付則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に従ったもの。JIS規格、SNELL規格に適合したヘルメット（オープンカーはフルフェイス型ヘルメットを着用すること）。
- ②指の出ない耐火炎性または皮製のグローブ（レーシンググローブ推奨）。
- ③木綿製または耐火炎性の高い長袖、長ズボンの服装（レーシングスーツ推奨）。
- ④活動的な運動靴等のシューズ（レーシングシューズ推奨）

7. 車載カメラ搭載に関して

車載カメラを搭載する場合は、出場受付までに主催者の許可を受けた上、公式車両検査時にその取り付けに関して技術委員長長の許可を得なければならない。また、撮影した映像は個人鑑賞用以外の場合、用途に応じて有料となる。

8. 競技番号（ゼッケン番号）、指定ステッカー

- ①競技番号（ゼッケン番号）は競技会事務局が決定し、参加受付時に支給する。
- ②競技番号（ゼッケン番号）は公式車両検査までに左右前部ドアにはがれないよう確実に貼付しなければならない。
- ③大会スポンサーがある場合、オーガナイザーはスポンサーステッカーを交付する。そのステッカーは指定された場所へ、車両検査時までに参加者が貼付しなければならない。

9. すべての車両は、前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。

10. 使用可能な燃料について

競技に使用できる燃料は「国内競技車両規則 第3編 スピード競技車両規定の第1章 一般競技規定第8条 燃料」にて規定される通常のガソリンスタンドで販売されている無鉛ガソリンで、レース専用燃料を含め、添加剤の使用は禁止とする。

第7条 出場受付（書類検査）

1. 参加者は公式通知に示された日時・場所にて、出場受付を行わなければならない。
2. 出場受付では以下のものを提示しなくてはならない。
 - ①参加受理書
 - ②JAF競技運転者許可証（クローズドクラス以外）
 - ③運転免許証

第8条 公式車両検査

1. 公式通知に示された日時・場所にて公式車検を受けなければならない。公式車検を受けない車両、または公式車検で参加不適当と判断された車両は参加出来ない。
各クラス走行セッション中、ピットボックスと車検場の間の車両移動については、作業エリアを含むピットレーンを使用せずパドック内通路を使用し、オフィシャルの指示誘導があった場合は従うこと。
2. 技術委員長は、安全性について不適当な箇所の修正を命ずる事が出来る。
3. 車両検査で不適当と判断され、出場を拒否された車両の参加料は返還されない。
4. 車両検査の際、ドライバー装備品検査を行う。

第9条 ドライバーズブリーフィング

出走する全てのドライバーは、公式通知に示された時間に必ずドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。日時および場所は公式通知に示される。

遅刻・欠席した場合は再ブリーフィングを受けなければならない。

再ブリーフィング受講料：5,500円／1名（税込）

第10条 公式通知掲示場所

16番ピット・2F大会事務局もしくは岡山国際サーキットWebサイト

第11条 ピット・パドックについて

1. 参加者は主催者により割り当てられたピットおよびパドックを使用する事。
また、パドックおよびピットでの安全確保は参加者が責任を持って行わなければならない。特にゲスト等の同伴者がピットレーンおよびプラットホームに入らない様に注意すること。
2. ピット規定の詳細は岡山国際サーキット4輪一般競技規則に準ずる。

第12条 出走前手順

1. 出走前点検が行なわれる場合は、公式通知に示す。その場合、ドライバーは参加車両とともに、公式通知に示された時間までに所定の場所にて技術委員の出走前点検を受けなければならない。
2. 定められた時間までに所定の待機場所に集合せず、出走前点検を受けなかったドライバー及び参加車両はコースインすることが出来ない。

第13条 決勝競技（コースイン）

1. コースインはピットロードより1台ずつ、オフィシャルの指示に従って行われるものとする。
2. ピットレーンの速度制限は60km/h。
3. コースインする際にピットレーン出口からトラック上にかけて引かれている白線を越えた場合ペナルティが課せられる。
4. 各セッションの最大出走台数は54台とする。

第14条 計時

1. 計時装置
車両がコントロールラインを通過し、その上に流れる光電管を横切った瞬間に自動的にタイムが記録される電動計時装置を使用する。
2. トランスポンダー（自動計測装置）の装着
参加車両は、競技中はオーガナイザーが用意したトランスポンダーもしくは参加者の所有するトランスポンダーを取り付けていなければならない。取り付けは、公式車検時までに行うこと。尚、取り付けを拒否した場合は、出走は認められない。また、トランスポンダーを紛失・破損した場合は、理由の如何を問わず参加者がその補償の責任を負うものとする。
トランスポンダー本体：¥55,000/1個（税込）、取付ベース：¥1,100/1個（税込）
3. 参加者が所有するMYLAPS社製トランスポンダー（マイポンドー）を使用する場合は、マイポンドーのIDを参加申込時に大会事務局へ申請することで使用が認められる。ただし、競技会の計時委員長がオーガナイザーの用意するトランスポンダー取付けを要求した場合は従わなければならない。参加者所有のマイポンドー及びオーガナイザーの用意するトランスポンダーを問わず複数のトランスポンダーを同時に搭載しての出走は認められない。また、競技会で使用するマイポンドーは他の競技者と共有することはできない。

第15条 信号合図

1. 競技中の信号合図は国際モータースポーツ競技規則付則H項の規定に基づいて行う。
参加ドライバーは国際モータースポーツ競技規則附則H項に精通していなければならない。
2. 信号旗の意味
信号旗はライトパネルにて表示されるものもある。

黄旗	速度を落とせ。追い越し禁止。 1本の振動：コースわきあるいはトラック上の一部に危険箇所がある。 2本の振動：進路変更あるいは停止準備。全面的または部分的にトラックが閉鎖されている。
----	--

緑旗	トラック上が走行可能（クリア）である。黄旗表示が必要となった事故現場の直後のポストで提示される。（黄旗の解除）
白旗	当該ポスト管理下にあるトラック区間に相当低速な車両が存在する。
赤旗	競技・走行中止。全てのドライバーは直ちに競技または走行を中止し、細心の注意を払いながら必要に応じて停車できる態勢でピットインしてピットレーンで待機すること。
青旗	自分の車両を追い越そうとしているより速い車両に進路を譲れ。
オレンジ色の円形のある黒旗	車両に機械的欠陥があり危険。提示されたカーNo.の車両は次周回時にピットに停止しなければならない。液体漏れの場合は無理してピット迄戻らず速やかにコースから外れて停車すること。
黒旗	表示されたカーNo.の車両は次の周回にピットへ停止しなければならない。
赤の縦縞のある黄旗	トラック上にオイルまたは水があるために粘着性が低下している箇所がある。（路面が滑りやすい。）
チェッカー	競技終了。チェッカー後は追い越し禁止。

3. 競技中、信号合図に従わない競技運転者には、審判員の判定により審査委員会の裁定による罰則が課せられる。なお、この判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第16条 競技中のドライバー遵守事項

国際モータースポーツ競技規則付則H項ならびにL項の規定と次の項目を遵守するものとする。

1. 競技に適した健康状態で参加し、競技中はつねにお互いの安全を考慮した協調的マナーのもとに自己の技量とコースの状態に適した競技速度で車を操縦し、危険とみなされる行為があつてはならない。
2. 競技中において、ドライバーは定められた走路のみを使用するものとする。危険回避等やむを得ない場合、また特に競技役員の指示があつた場合を除き、故意に規定の走路から外れたり、コーナーをショートカットして走行することは禁止される。
3. 走路から4輪が離脱して走行した場合、当該周回のラップタイムは、無効とされ公式結果より削除される。
4. 各コーナーへの進入をミスするか、または安全上の措置により、非走路部分に進入した場合は、一旦停止した後、安全を確認した上で規定の走路に戻ることができる。
5. 回避等やむを得ない場合、また特に競技役員の指示があつた場合を除き、コース上のイエローラインをカットして走行してはならない。
6. オイルやガソリンの漏れを生じた車両、あるいは事故や故障によって危険が予測される状態となった車両は必ず速やかにコースより外れ安全な場所に停止するか、一旦ピットに停止して完全な修理を行い、技術委員の点検を受けるものとし、不完全な状態で競技を継続してはならない。特に車体の一部分を失ったまま競技を継続することが認められた場合でも、その欠損によって有利となったことが明らかであるときはペナルティが課せられる場合がある。
7. 走行中に転倒、衝突等の事故を起こしたドライバーは競技長に指示された場合、必ず競技会指定医師の診断を受けなければならない。医師および競技長の許可がない限り再び競技に参加することはできない。
8. 走路は必ず定められた方向に走行し、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。ただし、安全上競技役員の誘導の下に行う場合はこの限りではない。
9. 緊急の際は、競技中に、緊急車・消防車・レスキューカー・オフィシャルカー等がコースに介入することを常にドライバーは承知しておかななければならない。
10. 競技中ピットボックス及びパドックに入った車両は、競技終了の意思を示したものとし、コースへ復帰することはできない。

第17条 競技の中断

1. 競技長は安全上の理由でコース清掃、整備または故障車両の回収、負傷者の救出等のため当該ヒートを中断する場合があります。全ポストでの赤旗表示（レッドパネル）により合図される。
2. 赤旗が表示された場合、全車速度を落としてピットインし、競技役員の指示に従いピットレーンに整列し

なければならない。

3. 当該ヒート中断の場合、時間短縮は競技会審査委員会が決定する。これに対する抗議は受け付けられない。
なお、競技の中断の原因と特定された車両のタイムは採用されない場合がある。
4. 当該ヒートを再開する場合は、競技役員の指示に従いコースインするものとする。

第18条 フィニッシュ

1. 各ヒートの終了は、メインフラッグタワーより表示されるチェッカーフラッグによって示される。
2. チェッカーを受けた車両は減速して危険な追い越しをしないようコースを1周し、ピットレーン進入路より競技役員の指示に従って各自の待機場所に戻る。

第19条 車両保管および再車検

1. 競技期間中もしくはフィニッシュ後、車両保管が行われる場合は、参加車両は指定の車両保管場所にて車両保管を行うこと。また、保管中の車両には、競技役員の許可が無い場合は一切の作業は禁止される。
2. 入賞車および抗議対象車は、競技終了後、または競技会審査委員会のもとに応じて、随時車両の分解、その他必要な方法による車両検査を受けなくてはならない。
3. 競技会審査委員会もしくは技術委員長の求める車両検査に必要な分解、組み立て作業は、参加者または、その代理人の責任で行わなければならない、許可された関係者以外は立ち会うことは出来ない。
4. 車両検査に応じない車両は、失格となる。

第20条 順位認定

1. 15分～20分のタイムアタックを2回行い、2ヒートのうち良好なタイムを採用し最終順位（競技結果）とする。
2. 2台以上の車両が同一のベストラップを記録した場合は以下の順に決定する。
①セカンドタイムの速い順、②排気量の小さい順、
③ベストタイムを先に計測した順、④競技会審査委員会の決定による。

第21条 各大会の賞典

1. 本シリーズの各大会賞典は下記の通りとする。
各クラス1～6位・・・オーガナイザー賞
各クラス1～3位・・・JAF賞
2. 賞典の制限
各クラスの出走台数により賞典の制限を行う。
入賞は6位を超えない出走台数の50%（端数切捨て）とする。

第22条 シリーズの認定

本シリーズでの最高得点者を当該シリーズのチャンピオンとして認定される。また、JAF選手権においては、JAFによって認定される。

第23条 シリーズ賞典

1. シリーズ賞典は下記の通りとする。
各クラス1～6位・・・正賞
2. シリーズ賞典の制限
各大会の各クラスの平均出走台数により、賞の制限を行う。入賞は6位を超えない出走台数の50%（端数切捨て）とする。
3. 選手権保持者の認定
JAFは、日本サーキットトライアル選手権の得点基準に従い、各JAF選手権クラスの最高得点者を地方選手権保持者として認定し、JAF資格認定証およびJAFが別に定める「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第24条 シリーズおよび競技の成立

1. シリーズの成立

当該各クラスが4戦中3戦開催されなければシリーズは成立しない。

2. 競技の成立

各競技において各クラス3台以上の出走を以って成立する。

第25条 得点基準

1. 各大会の各クラスに競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

＜得点基準表＞

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

2. 各大会において、出走台数による得点の制限は行わない。但し、ポイントは競技が成立した大会にのみ付与される。

3. 開催された全ての大会が得点の対象となる。

4. 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。

①高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。

②上記①の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。

但し、下位の者の順位は繰り上げない。

例) 2位が複数の場合；1位、2位、2位、4位

第26条 抗議権

1. 参加者は自分が不当に処遇されていると判断する場合にはこれに対して抗議する権利を有する。ただし本規則に規定された出場拒否または審判員の判定に対しての抗議は受け付けられない。

2. 抗議は抗議申請書に抗議の趣旨および理由を書し、参加者または資格のある代理人の署名の上、国内競技規則付則に定められた抗議料を添え競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。

3. 参加車両に対する抗議は、抗議対象となる個所を明確に抗議申請書に記載しなければならない。抗議によって必要となった車両の分解に要した費用は、その抗議が否決された場合には抗議提出者、抗議が成立した場合は抗議対象者が支払うものとする。車両の分解等に要した費用は技術委員長が算定し、競技会審査委員会が承認した額とされる。

第27条 抗議の制限

1. 技術委員の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

2. 競技の成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内になさなければならない。

3. 競技中の規則違反または過失・不正行為および車両に関する抗議は、競技終了後30分以内になさなければならない。

4. 本規則第31条に関する抗議は受け付けられない。

第28条 抗議の裁定

1. 抗議審査に当たり競技会審査委員会は必要に応じ、関係当事者および競技役員等を証人として召喚し、陳述を求めることができる。

2. 審査後、ただちに裁定が下されない場合、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。

3. 競技会審査委員会の裁定結果は、審査委員会より関係当事者に通告する。

4. 抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。不服の場合は、国内競技規則に基づいて控訴する権利を有する。

5. 抗議料は抗議が成立した場合、抗議提出者に返還されるが、抗議不成立の場合は没収される。

第29条 競技会の延期、取り止め、短縮、成立

1. 保安上もしくは不可抗力により特別に事情が生じた場合、競技会審査委員会の決定によって、競技会を取

り止め、延期もしくは走行時間の短縮等を行う場合がある。

2. 競技会が途中で中止となった場合でも、各ヒートの完了を以て、成立したものとみなされる。

第30条 大会組織・競技役員

大会組織・競技役員は公式プログラムもしくは公式通知に示す。

第31条 審判員

JAF国内競技規則10-20の審判員の判定に対する抗議は出来ない。(JAF国内競技規則10-20および12-6参照)。審判員(judges of fact)の判定事項は以下の通り。

①審判員(走路)：

- ・FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に関する判定。
- ・FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章2.に関する判定。
- ・本規則第16条ならびに岡山国際サーキット4輪一般競技規則第4章 安全規定および付則2 ドライブ行為の判定に関するガイドラインに沿った判定。

②審判員(ピット)：

岡山国際サーキット4輪一般競技規則第8章ピット規定に関する判定。

第32条 その他の競技規則および本規則の施行

その他の競技細則は「JAF国内競技規則」および「岡山国際サーキット発行の諸規則」に準ずる。

また、本特別規則書は競技会の参加申し込みと同時に有効となる。

以上
大会組織委員会